

保 証 書

当社が販売し・貸し付けた下記の遊技機については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 20 条第 4 項の検定を受けた型式に属するものとして営業所に設置されることを保証します。

公安委員会 殿

年 月 日

製造業者等の氏名又は名称及び住所

記

設置先	営業所の所在地			
	営業所の名称			
	営業者の氏名又は名称			
遊技機の種類			型式試験番号	
型 式 名				
検 定 年 月 日			検 定 番 号	
遊技機の製造番号等	ぱちんこ遊技機等	遊技盤番号等	遊技盤の枠番号等	主基板番号等
	回胴式遊技機	本体製造番号等(回胴部)	本体製造番号等(筐体部)	主基板番号等

注) この書類は、作成した日から 50 日以内に提出しなければならない。

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 「設置先」の欄は、売買契約等の締結内容に沿って記載すること。
- 3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
- 5 管理記号を記載すること。別紙を添付する場合は、別紙にも記載すること。

保 証 書

下記遊技機については、点検・確認することにより、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 20 条第 4 項の検定を受けた型式に属するものであることを保証します。

公安委員会 殿

年 月 日

製造業者等の氏名又は名称及び住所

記

用 途		部 品 変 更 ・ 中 古 機 移 動 ・ 認 定		
設置先	営業所の所在地			
	営業所の名称			
	営業者の氏名又は名称			
遊技機の種類			型式試験番号	
型 式 名				
検 定 年 月 日			検 定 番 号	
遊技機の製造番号等	ぱちんこ遊技機等	遊技盤番号等	遊技盤の枠番号等	主基板番号等
	回胴式遊技機	本体製造番号等(回胴部)	本体製造番号等(筐体部)	主基板番号等
部品の変更				

注) この書類は、作成した日から 50 日以内に提出しなければならない。

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 「中古機移動」は、風俗営業の営業所に設置されたことのある遊技機を営業所に設置することを意味する。
- 3 「設置先」の欄は、売買契約等の締結内容に沿って記載すること。
- 4 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
- 6 管理記号を記載すること。別紙を添付する場合は、別紙にも記載すること。

